

議案第52号

安曇野市行政改革推進委員会設置条例を廃止する条例

安曇野市行政改革推進委員会設置条例（平成17年安曇野市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 行政改革推進委員会委員の項を削る。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第53号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安曇野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ」を「使用する用語は、法において使用する用語の例」に改め、同条各号を削る。

第3条中「講ずる」の次に「とともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関（法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

第4条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「市の実施機関」を「市の執行機関」に、「当該実施機関」を「自ら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第5条第1項を次のように改める。

法第19条第11号の条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付の支給に関する情報、特別障害給付金関係情報、年金生活者支援給付金関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実	教育委員会	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	<p>施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
--	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第54号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 10 令和5年4月1日から同年9月30日までの間、第11条第1項第5号の減免に係る申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの（令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月以降に納期限の到来する令和5年度介護保険料について行うものに限る。）は、同条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第55号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 25 令和5年4月1日から同年12月28日までの間、第21条第1項第3号の減免に係る申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴う令和4年度相当分（令和4年度末に資格取得したこと等により賦課されたものに限る。）に関する申請については、同条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第56号

安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例
安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（平成17年安曇野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日 提出

安曇野市長 太田 寛